

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

『ものづくりのまち・八尾』担い手育成計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府八尾市

3. 地域再生計画の区域

大阪府八尾市の全域

4. 地域再生計画の目標

計画のねらい・目標

八尾市は、約4千もの中小製造業が立地する全国有数の“ものづくりのまち”であり、現在、事業所数では全国11位、大阪府下3位の位置にある。事業所数では、同じく中小製造業の集積地として知られる東大阪市の半数程度ではあるが、年間製品出荷額では約1兆2千億円とほぼ肩を並べており、技術力・経営力に優れた中小製造業が多く立地する八尾市の底力があらわれている。

しかしながら、近年は、他の産業集積地と同様、生産拠点の海外・地方都市への流出や廃業により、市内の事業所数が年々減少していく傾向にある。

特に八尾市は大阪都心部に近く、住工混在が急激にすすんでいることも事業所数の減少に拍車をかけている。これに伴い、製造業の従業者数も減少しており、平成3年の約4万7千人が平成13年には約3万9千人まで落ち込んでいる。こうした産業集積の崩壊は、将来にわたり、市民の雇用・市税収入などに大きな影響を及ぼし、ひいては市民生活の様々な局面に悪影響を及ぼすと考えられることから、効果的な対応策を講じることは市政の喫緊の課題となっている。

このため、平成15年度には、本市の産業振興施策提言の場である産業振興会議において、新たに「産業集積検討部会」を設置し、市内製造業の流出防止を図り、産業集積を維持・発展させるための方策について検討を行うとともに、平成16年度は、こうした検討を踏まえ、「各種規制の緩和、操業コストの軽減に向けた庁内検討」「工場用地、空き工場情報提供ホームページの作成」(平成17年4月より運用開始)「ビジネスコンペの実施」(平成16年12

月)等各種の流出防止策に着手した。

八尾市の産業集積を維持・発展させるためには、こうした取り組みと併せ、今後特に、ものづくりを担う人材の育成や必要な人材を市内中小製造業に誘導するという雇用面の取り組みが不可欠である。平成15年に実施した実態調査において、移転希望を有する企業は、人材の確保が年々困難になってきつつあるとの評価を下しており、地域全体として、“ものづくりを支える雇用”の対応を急ぐ必要がある。

このため、平成16年、『「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画』を策定し、地域再生計画として認定を受け、各種事業を実施してきた。

今回、地域再生法の施行等を機に、新たな事業メニューも加えながら、『「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画』の見直しを行ったところであり、この計画の推進により、市民、主に市内の若年層のものづくりに対する興味を喚起し、ものづくりに携わりたいと考える人材を市及び経済団体、地元企業、教育現場が連携して育成するとともに、そうした人材を市内中小製造業への雇用につなげていく取組みを進めていく。

計画推進により見込まれる効果

(1)ものづくり企業の担い手の創出

計画の各種事業の実施により、計画期間内で300名程度の雇用増を見込んでいるが、市内の中・高校生等に対する教育・啓発の効果が雇用につながる数は、年々遡増していくものと考えられ、計画実施初年度以降10年間では、千人規模の雇用増につながると見込まれる。

(2)市内ものづくり企業の流出防止及び市外企業の誘致

市及び経済団体、地元企業、教育現場が一体となって実施する人材育成の取り組みを進めること等により、「ものづくりのまち・八尾」のブランド形成を図り、市内製造業の流出防止及び市外企業の誘致につなげる。

(3)起業家精神旺盛な人材の輩出

教育現場と連携したものづくりの担い手を育成し、市域における新規創業の呼び水ばかりでなく、広くわが国経済を支える起業家精神旺盛な人材の輩出にも貢献していく。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成16年度は、地域雇用機会増大促進支援事業(プラス事業)として、「八

尾ものづくり塾の運営」、「ものづくり理解促進各種カリキュラムの作成と実践」、「学校・企業・行政のネットワーク構築」など、主に啓発や教育に視点を置いた各種事業を実施してきた。

今回、プラス事業から『地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）』に移行するにあたり、プラス事業の視点に加えて、ものづくり企業への雇用を促進する具体的・実践的な取り組みを強化する必要があるとの認識から、就労希望者、企業のマッチング等を行う専門家「ものづくり」JOBアドバイザー」を設置するとともに、従来の「八尾ものづくり塾」のセミナーの内容に、実技セミナーの視点も加えて、「ものづくり能力開発セミナー」として拡充実施するなど、事業の見直しを図っている。

また、その他独自事業として、「市役所独自の各種規制緩和、操業コストの軽減」に向けた庁内検討や、「工場用地、空き工場情報」を提供するホームページの運用、ビジネスコンペの実施、異業種グループによる研究開発助成等の企業誘致、創業支援事業をすすめ、産業集積の維持・発展に努める。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（厚生労働省）

:【C0901】

（事業名）

ものづくりを担う人材の育成・確保を通じた雇用機会の増大

（事業の実施主体）

八尾ものづくり支援協議会

八尾市長、八尾商工会議所、学識経験者、市内企業経営者で構成

（事業の内容）

本市の産業集積を維持・発展させるため、市内で操業する企業等に対し、人材確保のためのきめ細かな支援を行う。

また、新たな産業の創出を図るべく、創業・第二創業そのものを誘導する取組みとあわせて創業・第二創業を支える高いスキルを持った人材を育成する。

併せて、地域の雇用創出に重要な役割を果たす学校・企業・行政の連携を強化し、雇用創出にむけたネットワーク構築に取り組んでいく。

なお、八尾市の平成 16 年 1 年間（平成 16 年 1 月から 12 月）における有効求人倍率の平均は 0.60 であり、同時期における大阪府の平均値 0.84 を大きく下回っており、パッケージ事業の実施可能な範囲内であると考えられる。

(1) 「ものづくり」JOBアドバイザー（仮称）」の設置

市役所内に設置する「ものづくり」JOBアドバイザー（仮称）」が製造業就労希望者や人材確保に悩む製造企業双方の相談に応じるとともに、市内製造業における就業体験受入企業の開拓や就業体験のフォロー、受入企業の負担軽減のためのジョブコーチング等を行う。

相談については、原則として週 1 回（状況に応じて週 2 回）、曜日を決めて市庁舎又は市役所周辺で実施するほか、市役所内窓口でも随時対応する。

また、相談を行わない日においては、アドバイザーは就業体験受入企業の開拓や就業体験のフォロー、ジョブコーチングなどを行うとともに、相談内容のフォローを行う。

(2) ものづくり能力開発各種セミナーの運営

求職者・求人企業双方のスキルアップを図るためのセミナーや、市内製造業の創業・第二創業を誘導して雇用機会の創出を図るためのセミナーを開催する。また、セミナーの開催にあわせて合同求人説明会を開催する。

求職者を対象とした製図やCAD等の実技セミナー

求人企業を対象とした人材確保・育成のための人事・労務管理セミナー

創業・第二創業を誘導するものづくり先端技術セミナー

「ものづくり先端技術セミナー」の内容はビデオなどにまとめ、ライブラリーを作成するとともに、当ライブラリーを活用し、市内企業に第二創業を働きかける。

合同求人説明会

(3) 学校・企業・行政のネットワーク構築

学校・企業・行政の共同事業の実施や学校が実施する職業体験の協力体制の確立などを目的として、学校教員と企業経営者、行政関係者等に

よる連携組織を運営する。連携を図るなかで、ものづくり人材の育成に係る学校・企業・行政の役割分担等を図り、地域全体として、ものづくり人材育成への取り組みを強めていく。

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自事業

(1) 各種規制緩和、操業コストの軽減に向けた庁内検討

固定資産税の軽減、土地利用・建築規制の緩和、水道・下水道料金の逡増率の見直しなどを庁内において検討する。

(2) 工場用地、空き工場情報ホームページの運営

市内製造業の流出防止及び市外企業の誘致を図るため、工場用地や空き工場情報を提供するホームページを作成・運用する。

(3) ビジネスコンペの実施

創業・第二創業を支援するため、大学等と連携し、学生等からビジネスアイデアを募り、優秀なものを八尾市・八尾商工会議所が開催する「ビジネスマッチング博」等で紹介する。

(4) 異業種グループによる研究開発助成

異業種グループ等が実施する新製品・新事業の開発にかかる経費の一部を助成する。

(5) 「八尾ものづくり塾」ライブラリーの活用（平成 16 年度プラス事業）

16 年度実施の各講座のビデオ・冊子等のライブラリーを学校・企業に貸与・配布する等更なる活用を図っていく。

(6) ものづくり理解促進カリキュラムの活用（平成 16 年度プラス事業）

16 年度実施・作成したカリキュラムの更なる活用を図っていく。

6 計画期間

認定の日から平成 19 年 3 月末まで

7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

計画の進捗管理・評価については、八尾ものづくり支援協議会（地域提案型雇用創造促進事業の実施主体、八尾市・八尾商工会議所・学識者・企業で構成）において個々の事業ごとに進捗管理を行うとともに、毎年度の市内のものづくり事業の雇用者数の増減による検証等、具体的な指標により計画の評価を行っていく。

- 8 その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し